



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	<国際共同研究>東アジア文化と近代法：日本と韓国の比較研究を通じて(九)：報告二 大競争時代における韓国競争政策
Author(s)	中山, 武憲; NAKAYAMA, Takenori
Description	資料
Citation	北大法学論集, 50(2), 115-131
Issue Date	1999-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27957
Type	departmental bulletin paper
File Information	50(2)_P115-131.pdf



報告二 大競争時代における韓国競争政策

中山 武 憲

はじめに

韓国独占禁止法（正式には「独占規制及び公正取引に関する法律」）は、一九八〇年に制定され、既に二〇年近い年月を経ようとしている。この間、五度の法改正と六度の施行令改正を経て、同法は、今や先進国の競争法規の中でも充実した内容のものとなっている。

ところで、韓国独占禁止法は、一九九〇年代に入って以降、法改正及び施行令改正が実に頻繁に行われている。その内容は、極めて多岐多様にわたるが、これらの中からあえてその方向を抽出しようとするれば、それは、大競争時代に対応するかにあると言つてよいように思われる。この傾向は、韓国のOECD加盟問題が俎上にはる等、同国経済がより一層の自由化

を求められることとなった一九九〇年代半ば以降、より顕著であると言えよう。本稿では、このような観点から「大競争時代における韓国競争政策」と題し、韓国独占禁止法の九〇年代に入つて以降、特に最近の動きについて、整理し分析したいと考える。これらの動きをいくつかに分類すれば、それは、①競争政策強化策、②競争的環境整備策、③企業体質強化策、④国際化対応規制緩和策、⑤国際化対応企業支援策、及び⑥競争制限的施策というように、分けることができるように思われる。これらの施策は、後に述べるように、⑥を除いていずれも競争政策の強化ないし前進と評価し得るものである。もともと、これらの中には、例えば、①及び③と④あるいは⑤との関係のように、一見して相反するかのように見えるものもなはない。しかし、競争政策の強化ないし前進は、常に制度や運用の強化等

により達成されるものではなく、事案の内容によっては、規制緩和やその他の手段により達成されるものも少なくない。その意味で、①から⑤までは、いずれも競争政策の観点から評価し得るものと言えよう。本稿では、これらのことを念頭におきながら、以下順次、右の項目ごとに、それぞれに属する動きについて、みていくこととする。

なお、本稿脱稿後に知るところとなった第六次法改正等についての評価は、補論において論ずることとする。

1 競争政策強化策

(1) 執行力の強化

独占禁止法の執行は、韓国においても我が国と同様、行政的規制である違反行為の是正措置命令（五条、一六条、二二条、二四條、二七條、三一條、三四條）を中心に、課徴金制度（六條、一七條、二二條、二四條の二、二八條、三一條の二、三四條の二、五五條の三から五五條の五まで）、刑事罰（六六條から七一條まで）及び損害賠償請求制度（五六條、五七條）により行われている。

これら法の執行に関する規定は、法制定以降今日まで、一貫して強化の方向にあり、法改正の都度、罰則の強化や課徴金制度適用対象行為の拡大などが図られてきた。

最近の第五次法改正における執行力の強化に関する改正内容についてみれば、まず、課徴金制度について、「課徴金の賦課及び徴収等」と題する法一〇章の二を新設し、ここに、課徴金を賦課するにあたり参酌すべき事項、課徴金の賦課徴収手続、課徴金納付期限の延長及び分割納付、未納付に対する滞納処分及び延滞に伴う加算金の徴収等に関する規定がおかれた（法五五條の三から五五條の五まで）。

次に罰則については、重大な法違反行為について、公正取引委員会に更に積極的な告発を促すため、法務当局との協調体制を強化すること等を内容とする規定が新設された（法七一条二項から四項まで）。

一方、損害賠償請求訴訟については、独占禁止法における無過失損害賠償責任制度（法五六條）にかかわらず、民法七五〇條（不法行為の内容）の規定に基づく損害賠償請求訴訟の提起は妨げられないことが明記された（法五七條一項但書）。更に、是正命令について、公正取引委員会は、是正措置命令を受けた者が異議申立てを提起した場合に、その是正措置の履行等によ

り、当該命令を受けた者に、回復し難い損害を生ずるおそれがあると認めるときは、同命令の執行を、暫定的に停止させることができることとされた(法五三条の二第一項)。

このように、韓国独占禁止法において、執行力の強化に関しては、法改正の都度、強化ないし整備が図られている。

(2) 企業結合における規制対象の拡大

企業結合の規制対象は、第五次法改正前においては、資本金額五〇億ウォン以上又は資産総額二〇〇億ウォン以上の会社(法七条一項、令旧二二条一項)に限られていた。

しかし、第五次法改正においては、右の規定を改め、「会社の規模と関係なく、すべての事業者について、競争を実質的に制限する企業結合を禁止すること」とし(第五次改正法案主要骨子)、法七条一項は、何人も、直接又は特殊関係人(法七条一項、令新二二条)を通じて、法七条一項各号の一に該当する企業結合であつて、一定の取引分野における競争を実質的に制限する行為をしてはならないこととされた。

一方、規制対象が拡大されたこととも関連し、規制内容の明確化を図り、制度の透明性と実効性を確保する観点から、一定

の取引分野における競争の実質的制限について、定義規定及び推定規定がおかれた。まず、定義規定(法二条八号の二)は、我が国の東宝・スバル事件東京高裁判決とかなり類似した内容のものとなっており、また、推定規定(法七条四項一号)は、企業結合の当事会社の市場占拠率により、当該企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限するかどうかを推定することとした。

このように、企業結合については、規制対象の拡大による競争政策のより一層の厳格化を図るとともに、制度の透明性及び実効性の確保が図られている。

(3) 不当な資金、資産又は人力の支援の禁止

我が国の不正な取引方法に相当する不正取引行為は、法二三条一項及び二項の規定に基づき、施行令三六条一項の別表に定められており、一般指定と呼ばれている。韓国公正取引委員会は、第五次法改正にいたる過程で、財閥のみを対象に、親族会社間の株式、不動産等資産又は資金に関連する不当な内部取引について、新たな規定を設けて規制することを検討して⁽³⁾いた。この案は、最終的には、財閥のみに限ることなく、あらゆ

資料

る者を対象に規制することとし、法二三条一項各号の不正取引行為に、新たな行為類型が追加された。右行為類型（法二三条一項七号）は、系列会社間において、株式や不動産等を著しく低いか又は高い価格で取引することにより、系列会社を不当に支援する等不当な内部取引を規制するためのものであり、その具体的内容は、施行令三六条一項別表十号に定められている。韓国独占禁止法上、財閥に対する規制は、主として、同法三章の企業結合の制限及び経済力集中の抑制に関する規定を中心に行われているが、第五次法改正において、同章の規定にとどまらず、他の規定をも含めて、財閥に対する規制を行おうとしたことは、韓国競争政策の新たな展開であるとみてよいであらう。

2 競争的環境整備策

(1) 市場構造の改善

独寡占的市場構造の改善は、韓国独占禁止法の制定以降、長く同国競争政策の最重要課題の一つであり続けてきた。第五次法改正では、旧三条（市場支配的地位の濫用禁止）に

替えて、新三条を設け、独寡占的市場構造の改善等について規定した。新三条は、一項において、「公正取引委員会は、独寡占的市場構造が長期間維持されている商品若しくは役務の供給又は需要市場について、競争を促進するための施策を作成し、施行しなければならぬ」とし、二項において、「公正取引委員会は、一項の規定に基づく施策を推進するために必要があるときは、関係行政機関の長に、競争の導入その他市場構造の改善等に関して必要な意見を提示することができる」としている。これは、市場における競争的環境をより一層整備して行こうとするものとして、評価し得るものと考えられる。

3 企業体質強化策

(1) 所有分散優良企業集団制度

韓国経済の特徴の一つは、財閥の存在である。韓国独占禁止法は、法律上、これを大規模企業集団として定義し、これに対して特段の規制を行つてゐる（第九条、一〇条、一〇条の二、一条、一三条）。大規模企業集団（法九条一項、令一七条一項）とは、同一企業集団（法二条二号、令三条、三条の二）に属す

る国内会社の資産総額の合計額の順位が一位から三〇位までの企業集団のうち、所有分散優良企業集団を除くものをいう。

所有分散優良企業集団とは、法九条一項の規定に基づき、施行令一七条一項に「株式所有の分散及び財務構造が優良である企業集団」として定義されるものをいい、その内容は、要するに、①当該企業集団内部の者による同集団所属会社の株式の持分率（内部持分率）が一定率未満であること、②当該企業集団所属会社全体の自己資本比率が一定率以上であること、及び③当該企業集団所属上場会社の資本金額の合計額が同集団所属会社の資本金額の合計額に対して一定率以上であることの三つの基準から規定したものである。

このように、所有分散優良企業集団を大規模企業集団の指定から除外したのは、今後のより一層の国際化・開放化の中で、韓国企業が外国の巨大企業と競争していくには、大規模企業集団においてより一層の所有分散と財務構造の改善を図る必要があると考えられ、これを促進するため、一定の基準に達した企業集団には、大規模企業集団の指定から外してこれに対して課される特段の規制を免除する特典を与えるためである。所有分散優良企業集団を大規模企業集団の指定から除外する本制度は、大競争時代を迎え、大規模企業集団における所有分散と財務構

造の改善を図ろうとする韓国競争政策の強い意欲の表われであるということができよう。

(2) 所有分散優良会社制度

所有分散優良会社（法一〇条三項、令一七条の四）とは、大規模企業集団に属する会社であつて、株式の分散及び財務構造が優良であるとする一定の基準を満たす会社をいう。所有分散優良会社は、経済力集中抑制のための各種規制のうち、出資総額制限制度（法一〇条一項）の適用を受けない。

所有分散優良会社の基準は、施行令に定められ（令一七条の四第一項）、その内容は、要するに、所有分散の優良度を、①同一人（法二条二号、令三条）、特殊関係人及び企業集団全体の株式所有比率、並びに②自己資本比率により、基準化したものである。

このような所有分散優良会社に対する出資総額制限制度からの適用除外制度は、進展する経済の国際化・開放化を背景に、第四次法改正において導入された。その趣旨は、今後外国巨大企業とのより一層の競争激化が予想される中で、大規模企業集団所属会社の所有分散を更に促進しようとするところにある。す

なわち、本制度導入前においては、自己が属する企業集団が一度大規模企業集団に指定された後は、同集団に属する会社間に所有分散を図ろうとする誘引が働かない。このため、大規模企業集団に属する会社であっても、所有分散及び財務構造が健全なものについては、出資総額制限制度の適用を除外することにより、これら会社間に所有分散促進の誘引を与えようというものである。これは、要するに、大競争時代を迎えて、大規模企業集団に属する各会社に対しても、所有分散促進の誘引を与え、これらの会社の体質強化を図ろうとするものであるということができる。

(3) 債務保証制限制度

債務保証制限制度は、韓国企業の国際競争力の確保を目的に、そのためには企業集団内会社間の過度の債務保証による相互依存関係を排除していく必要があるとして、第三次法改正において導入された。債務保証は、①企業集団内に過度の与信をもたらし、結果的に集団外の中小企業の与信利用を制約することにより、経済力の集中を深化させ、②競争力を喪失した企業集団内限界企業の市場からの退出を妨げ、ひいては、当該企業集団

内各社の経営を不健全なものとし、大規模連鎖倒産を招くこともなりかねず、国際競争力確保の観点からも看過し得ないとされている。

債務保証限度額は、本制度が導入された第三次改正法では、自己資本金額の二〇〇パーセント相当額とされた。その後、本制度は、第五次法改正において、その限度が一〇〇パーセント相当額へと引き下げられ、今日にいたっている。

ところで、九七年年初の韓宝グループの破綻に始まり、韓国経済は、現在、金融・為替危機の渦中にあり、IMFの支援を受ける状態にまで陥っている。このような事態を招来した原因は、大規模企業集団所属会社の多くが外部からの借入に依存し、無分別に事業活動を拡張してきた結果、脆弱な財務構造と競争力の低下をもたらしたことにある。第三次法改正における債務保証制限制度の導入及び第五次法改正における制度の強化により、債務保証の状況は、改善されてきたとは言え、なお十分とは言えず、経済の変動に堪え切れなかったという点であろう。本制度導入当時、大規模企業集団所属会社間の債務保証の問題点として指摘されていた連鎖倒産のおそれが、まさに現実のものとなったわけである。このため、韓国では、現在、債務保証制限制度の見直し・強化を含めて、大規模企業集団に対するよ

り一層の規制を行い、これにより経済改革を推進しようとする動きがある。このような動きに対し、大規模企業集団側の反発も予想されるが、最終的には、現在の債務保証制限制度は、更に強化され、集団内債務保証の全面禁止にいたる可能性もあると思われる。

右にみたとおり、債務保証制限制度の導入から現在にいたるまでの経緯は、韓国企業の体質を強化し、国際的競争に備えようとする韓国競争政策の表われであるということができよう。

4 国際化対応規制緩和策

(1) 市場支配的事業者の範囲の改正

市場支配的事業者とは、一定の市場支配力を有する事業者をいい、韓国独占禁止法は、これに対して、その地位の濫用行為を行うことを禁止している(法三条の二第一項)。

市場支配的事業者は、供給額一、〇〇〇億ウォン以上の市場において①市場占拠率五〇パーセント以上、又は②上位三社の市場占拠率の合計が七五パーセント以上である場合の、これに該当する各事業者であつて、次の各号の要件を備え、法三条の

二の規定による濫用行為のおそれがないと、公正取引委員会が認めた事業者を除くこととされている(法二条七号、令四条一項)。

① 十分に開放されており、参入制限のない市場において、商品又は役務を供給すること(令四条一項一号)。

② 令七条(市場支配的事業者の指定及び告示)の規定による市場支配的事業者としての指定告示日以前二年間に、実質的に価格引上げをした事実がないこと(同項二号)。

③ 指定告示日以前二年間に、市場支配的地位の濫用(法三条の二)、不当な共同行為(法一九条)又は優越的地位の濫用(法二三条一項四号。不公正取引行為の一類型)の各禁止行為を行い、是正措置を命じられた事実がないこと(同項三号)。

施行令の右四条の内容は、九七年施行令改正により、現行のとおりとなったものであり、同改正の要点は、次のとおりであった。

① 市場支配的事業者の市場規模要件が、従来五〇〇億ウォン以上であったのを、一、〇〇〇億ウォン以上に引き上げたこと(令四条一項本文の改正)。

② 一定の要件を満たしその地位の濫用行為のおそれがないと

公正取引委員会が認めた事業者について、市場支配的事業者の指定から除外する制度を、新たに導入したこと（令四条一項但書各号の追加）。

施行令の右改正を受けて、公正取引委員会は、九七年四月一日、「市場支配的事業者指定除外指針」を定めて、令四条一項但書各号の具体的基準を明らかにするとともに、「市場支配的事業者指定除外申請要領」も併せて定めて告示している。

右施行令改正の趣旨は、①市場規模要件を五〇〇億ウォン以上から一、〇〇〇億ウォン以上へ引き上げ、②市場の開放性及び参入制限の状況を指定除外要件としたこと、にあると言つてよい。これは、公正な競争を行つてゐる国内事業者が市場支配的事業者として指定されないようにすることにより、国内事業者が外国事業者と自由に競争できるようにし、企業の活力回復の環境を整備するためであるとされる。換言すれば、本改正内容は、今後の国際的競争の更なる活発化に向けて、過度の規制はできるだけ廃止ないしは軽減しようとするものであり、ここにも、韓国競争政策における最近の特徴の一つをみることができるようと思われる。

(2) 企業結合届出基準の引上げ

第五次法改正において、企業結合の規制対象は、それまでの一定規模以上の会社から、すべての者へと拡大された（法七条一項）。一方、企業結合の届出義務は、同改正前は、規制対象となる者すべてに課されていたため、企業結合の規制対象と届出義務に関する右両規定の関係をそのままにしておいたのでは、あらゆる会社が届出義務を課されることとなるため、第五次法改正では、右改正と併せて、届出義務を課す対象を一定規模以上の会社に限ることとされた。

右改正後の届出義務者は、施行令に定められたが（法一二条一項、令一八条一項）、これは、従来の基準を実質的に引き上げたものとみてよく、また、関係行政機関の長が、他の法律の規定に基づき、あらかじめ当該企業結合に関して、公正取引委員会に協議する場合には、届出を要しないとされている（法一二条二項）、届出に関するこれら一連の改正は、規制緩和の範疇に入れることができると思われる。

(3) 国際契約審査要請制度

国際契約について、これに対する監視は、第四次法改正前は、公正取引委員会への届出を通じて行われていた（法三三條旧一

項)。

ところが、九〇年代に入り、韓国企業が競争力をつけ、国際的に広範な事業活動を展開するにつれ、国際契約の届出制度は、これら韓国企業に過剰な負担を強いているとの指摘がなされるようになってきた。また、国内契約については、届出が不要であるにもかかわらず、国際契約についてはのみ届出を課すことは、衡平上も問題ありとの指摘もみられるにいたった。⁽¹⁾このため、

第四次法改正において、企業の負担を軽減し、外国の先進技術の導入を円滑に行うことができるようにするとの趣旨から、国際契約の届出制度を廃止し、これに代わって、企業が締結しようとする国際契約について、その違法性の有無を自主的に公正取引委員会に対して審査を要請することができる審査要請制度が採用された(法三三三條)。法三三三條は、事業者又は事業者団体が、国際契約を締結するにあたり、当該国際契約が法三二二條一項(不当な国際契約の締結制限)の規定に違反するか否かについて、施行令の定めるところに従い、公正取引委員会に審査を求めることができるとしている。この規定に基づき、施行令は、国際契約の審査要請手続について定めている(令四八八條)。

なお、第四次法改正における右改正にあたり、届出制の廃止に伴い、国際契約の締結制限の実効性が損なわれることのない

よう、不当な国際契約の締結に対しても、課徴金制度が創設された(法三四四條の二)。

自主的審査要請制度の導入は、韓国企業が外国企業と競争していくうえで、それまで課されていた負担を解くこと等を目的としたものであり、ここにも国際化時代を見すえた韓国競争政策の特徴を読みとることができると思われる。

5 国際化対応企業支援策

(1) 国際競争力強化のための出資総額制限適用除外制度

出資総額制限制度(法一〇條)とは、大規模企業集団所属会社による他の国内会社への出資総額を、一定の額以下に抑えようとするものである。本制度は、第一次法改正において導入され、第四次法改正において改正されて、現行法上、その額(他の国内会社の株式の取得価額の合計額)は、当該会社の純資産額の二五パーセント相当額以下とされている(同条一項柱書)。

出資総額制限制度は、かねてから、経済の国際化・開放化の進展の中で、時には障害となる場合のあることが、指摘されて

いた。⁽¹³⁾このため、第三次法改正において、韓国企業が経済の国際化・開放化に対応し得るようすべく、部品生産中小企業との技術協力関係を維持するための出資、その他大統領令（施行令）に定める産業の国際競争力の強化のために必要な場合であった、公正取引委員会が認めるものについては、期間を株式取得時から五年に限り、出資総額制限の適用除外とすることとされた（法一〇条一項五号）。右五年の期間は、その後第四次法改正において、七年に延長されている。

これらの具体的内容は、施行令に定められており（令一七条の二）、一つは生産面での系列関係にある中小企業に対する出資等を適用除外するものであり、他は、外国からの技術導入又は外国企業との技術共同開発を行うための場合を適用除外するものである。

本制度は、国際競争力の強化を理由に、他の国内会社への出資を、出資総額制限制度の適用除外とするものであり、国際化時代に対応し、自国企業を支援しようとする性格を持つものと言えよう。

(2) 民間資本誘致促進法

第四次法改正において、出資総額制限制度の適用除外の一つとして、大規模企業集団所属会社が民間資本誘致促進法二条二号の規定に基づく第一種施設事業を営むために設立された会社の株式を所有する場合が追加された（法一〇条二項、令一七条の三）。ここにいう第一種施設事業とは、道路、鉄道、港湾等の事業であつて、一定期間経過後、その所有権が国に帰属するものをいう。⁽¹⁴⁾これらの事業への投資は、その性質上莫大な資金を要し、また、懐妊期間が長期とならざるを得ないため、⁽¹⁵⁾適用除外の期間は、公正取引委員会の承認の下に、二〇年以内とし、一〇年以内の範囲においてこれを延長できるとされている（法一〇条二項但書）。

本適用除外の趣旨は、社会間接資本に対する投資を出資総額制限の対象からはずすことにより、社会間接資本への投資を促し、国際競争力の強化を図ろうというものである。⁽¹⁶⁾本制度からは、国際的競争の激化の中で、韓国企業が不利な条件で競争せざるを得ない状態を回避しようとする同国競争政策の一端を見ることができるよう思われる。

(3) 国際競争力強化のための債務保証制限適用除外制度

債務保証制限制度についても、出資総額制限制度の場合と同様、国際競争力強化のための適用除外制度が設けられている

(法一〇条の二第一項三号)。その具体的内容は、施行令に規定されており(令一七条の五第二項一号から五号まで)、これら適用除外となる保証は、①資本財、その他の商品の生産等にあたり、韓国輸出入銀行等が行う貸出に対する保証(一号)、

②海外における建設工事、輸出船舶の建設、その他に関連して、国内金融機関が行う各種保証に対する保証(二号)、③技術開発事業を行うために、国内金融機関から支援を受けた資金に対する保証(三号)、④輸出手形の国内金融機関による買入等に対する保証(四号)、⑤国内金融機関の海外支店が行う与信に対する保証(五号)及び⑥会社整理手続の開始を申し立てた会社の第三者引受と関連する保証(六号)である。

これらの適用除外は、産業の合理化、技術開発事業、海外での大規模事業への参加等に関するものであり、その趣旨は、国際競争力の強化や危険負担の分散のため、止むを得ないものであって、国内市場における競争阻害や経済力集中の深化に影響がほとんどないからであるとされている⁽¹⁷⁾。

たしかに、本適用除外は、国内市場とは比較的關係の薄い海外における事業活動に関するものであり、ここにも、国際競争

力の確保を重視する韓国競争政策の特徴を見る思いがする。

6 競争制限的施策

(1) 中小企業分野への参入制限

企業結合の規制基準となる「競争を実質的に制限する行為」について、第五次法改正では、新たに定義規定をおき(法二条八号の二)、一定の要件を満たす企業結合に対しては、これを一定の取引分野における競争を実質的に制限するものと推定することとした(法七条四項)。この規定に基づき、資産総額又は売上額が二兆ウォン以上の大規模会社(令一二条の二)が、①中小企業基本法に基づく中小企業が合わせて三分の二以上の市場占拠率を有する取引分野において、②五パーセント以上の市場占拠率を有することとなる企業結合をするときは、当該企業結合は、一定の取引分野における競争を実質的に制限するものと推定することとされた(法七条四項二号)。

これは、大規模会社が中小企業分野へ進出することをできるだけ抑えようとする趣旨によるものであり、このような施策は、むしろ市場メカニズムを阻害し、円滑な産業調整を妨げること

料にもなりかねないと思われる。

資 (2) 業種専門化誘導施策

業種専門化誘導施策とは、国際競争力の強化を目的に、工業発展法の規定に基づき、通商産業部長官が行う大規模企業集団の業種を専門化しよう誘導するための施策をいう。

一九九五年施行令改正において、右政策の一環として、独占禁止法上も、出資総額制限（法一〇条）における国際競争力強化のための適用除外の一つとして、業種専門化を促進することとなる場合が追加された（令一七条の二旧三号）。

右改正の趣旨は、韓国企業が今後外国の巨大企業と競争していくには、各財閥はその業種を専門化する必要があるとの考え方の下に、独占禁止法上、大規模企業集団所属会社間の出資について、①非主力企業の資源をできるだけ主力企業に集中するとともに、②主力企業の出資を自己の関連業種へ誘導しようとするものである。¹⁹⁾このような趣旨の下、令一七条の二旧三号は、その要件を細かく規定していた。

ところが、一九九七年施行令改正において、右規定は、削除され、本制度は早くも姿を消すこととなった。したがって、今

後は、右のような出資も出資総額制限の適用除外となることなく、制限の対象となる。しかし、改正施行令附則三条では、削除された旧三号の規定により公正取引委員会から既に認定を受けた株式の保有については、なお従前の規定によるとされており、改正前に本制度により適用除外となった出資は、株式保有の日から七年間適用除外の状態が続くこととなる（法一〇条一項但書）。したがって、業種専門化誘導施策に基づく適用除外の出資は、当分の間現状凍結のまま推移していくこととなる。

本制度は、廃止されたが、各企業がいかなる事業を営み、また、各企業集団が何を主力業種又は主力企業とし、これらはいくつ選定するか等については、各企業ないし各企業集団が自ら判断すべき事柄であると考えられる。したがって、このような制度は、これを阻害するものであり、政府による競争への介入として位置づけなければならないと思われる。

おわりに

本稿では、韓国独占禁止法の一九九〇年代に入ってから以降、特に最近の動きについて、その性格及び特徴を、法改正及び施行令改正の内容の中からみてきた。これらの動きは、強いて要約

すれば、大競争時代にいかに対応するかにあると言つてよく、右の法改正及び施行令改正の内容も、このような観点からであれば、素直に理解することができるように思われる。大競争時代への対応という大きな流れは、右に述べたとおり、便宜上六つの流れに分類したが、これらは、一貫して、より国際化するこれからの時代に、韓国企業がより競争力をつけ、自由経済社会の中で強く行き抜くことができるようにしようとするものである。これらの施策の中には、一部には競争制限的なものもあるが、多くは、競争政策の強化ないしより一層の推進を図ろうとするものであると言つてよい。これら種々の競争政策の中から、韓国の経済社会が自由経済社会としてより一層充実したものと成っていくことが期待されるところである。

注

- (1) (社)韓国公正競争協会「公正協会報」一七号、二頁。
- (2) 東宝(株)による審決取消請求訴訟(東京高裁、昭二六・九・一九、審決集三卷一六六頁)。
- (3) (社)韓国公正競争協会「公正協会報」六号、一七頁。
- (4) (社)韓国公正競争協会「公正協会報」一七号、二頁。

- (5) (社)韓国公正競争協会「公正協会報」六号、一七頁。
- (6) 韓国公正去来委員会「公正去来年報」一九九五年版、七一頁。
- (7) 韓国公正去来委員会「独占規制 및 公正取引에 관한法律中改正法律(案)」一九九四年二月、四頁。
- (8) 韓国公正去来委員会「公正去来年報」一九九三年版、二五頁。
- (9) 韓国公正去来委員会「公正去来年報」一九九五年版、七九頁。
- (10) (社)韓国公正競争協会「公正協会報」二二号、一五頁。
- (11) 韓国公正去来委員会、前掲、一九九四年二月文書、六頁。
- (12) 韓国公正去来委員会、前掲、一九九四年二月文書、六頁。
- (13) (社)韓国公正競争協会「公正協会報」一七号、二頁。
- (14) 韓国公正去来委員会“An Overview of the Proposed Amendment of Monopoly Regulation and Fair Trade Act in Korea”一九九四年十月、三頁。
- (15) 韓国公正去来委員会、前掲、一九九四年二月文書、五頁。
- (16) 韓国公正去来委員会、前掲、一九九四年二月文書、五頁。
- (17) 韓国公正去来委員会「公正去来年報」一九九五年版、

八〇頁。

(18) (社)韓国公正競争協会「公正協会報」一七号、二頁。

(19) 韓国公正去来委員会「公正去来年報」一九九五年版、七九頁。

〔補論〕

韓国では、第五次法改正及びその直後の一九九七年施行令改正からほぼ一年しか経ていない一九八二年二月、第六次法改正が行われ、更に同年四月には、改正法を施行するため、同法施行令改正が行われた。これらの事実は、本稿脱稿後に知るところとなったものであり、本来であれば、これらの内容をも取り入れて本稿を書き直すべきではあるが、諸論の事情から事実上困難である。このため、これらの内容に対する評価は、ここに補論として論述することとし、併せて、最近特に問題となっている財閥間事業交換問題についても論じたいと考える。

はじめに

第六次改正法は、一九八二年二月一五日に成立し、同年四月一日

から施行され(一部の規定は、公布日である二月二四日から)、また、改正施行令は、同年三月二六日に議決され、四月一日から施行されている。

今次改正は、一九九七年初からの経済危機に起因するものであり、これを克服する手段として行われた。韓国経済は、現在、IMF管理体制下にあり、その背景には、一九九七年初からの大規模企業集団所属会社間の連鎖不渡が金融機関の不実化と対外信認度の下落を呼び、更にそれがより一層の危機を招くという悪循環があった。このような危機の原因は、大規模企業集団における非効率の構造とこれに伴う脆弱な企業環境にあるとされる。⁽¹⁾第六次法改正は、このような事情を背景に、構造調整を図り、企業の競争力を強化するため、①新規債務保証の禁止及び既存債務保証の解消、並びに②出資総額制限制度の廃止を内容として行われた。

1 新規債務保証の禁止及び既存債務保証の解消

債務保証制限制度の趣旨、経緯、内容等については、本論3(3)で述べたとおりである。

第六次法改正においては、債務保証制限大規模企業集団(その範囲は、大規模企業集団と同じ)所属系列会社間相互の債務保証について、新規のものは、これを全面的に禁止することとし(法一〇条の二第一項)、既存のものは、所定の日までに解消することとされた(法一〇条の三新設)。新規債務保証を全面禁止することとした背景には、系列会社間債務保証が、企業の構造調整を阻害してきたとの認識があり、それがため、IMFからもその是正を求められてきた経緯がある。第五次法改正における二〇〇パーセントから一〇〇パーセントへの引下げから、第六次法改正における全面禁止まで、わずか一年二ヶ月しか経ておらず、この間の韓国経済の変動の激しさと危機の状況を窺い知ることができると思われる。

債務保証制限制度は、制度導入以降一貫して強化されてきており、第六次法改正においては、遂に全面禁止されるにいたった。債務保証制限制度は、本稿本論では、③企業体質強化策の一つとして位置づけたが、第六次法改正における全面禁止も、これまでと同一の趣旨によるものと認められ、右施策の中に含めることができると思われる。

2 出資総額制限制度の廃止

出資総額制限制度の内容等については、本論5(1)で述べたとおりである。

第六次法改正においては、出資総額制限制度について定めていた法一〇条の規定が削除され、同制度は、韓国独占禁止法から完全に姿を消すこととなった。今回の廃止は、構造調整を通じて国家としての競争力を強化するため、また、最近経済的諸改革が進み、本制度を維持する実益が少なくなっていることを考慮し、更に、本制度が国内企業を外国企業から逆差別²⁾しているとして行われたものである。また、本改正について、韓国公正取引委員会は、大規模企業集団に対する政策基調が、従来の直接的形態規制から、より根本的構造改善政策へ移行した³⁾ものとして位置づけ、競争促進型への転換であると評している。

出資総額制限制度の廃止は、本稿本論における分類中、④国際化対応規制緩和策に含めることができるであろう。もともと、根本的構造改善政策への移行であるとか、競争促進型への転換との見解から、②競争環境整備策の一つとみる余地もなくはない。また、国内企業を外国企業から逆差別していたとして、これを解消するための改正であるとされることから、⑤国際化対応企業支援策の一つとみる余地もあるように思われる。しかし、本制度廃止の最大の理由は、国際的競争の時代にあって、規制

料を緩和して市場メカニズムにより依存していこうとすることに
あると認められ、④国際化対応規制緩和策と評価するのが、最
資もふさわしいであろう。

3 財閥間事業交換問題

財閥間事業交換問題は、第六次法改正の内容とはならなかつたものの、韓国経済の現状の下で、経済危機打開の焦点の一つとして、衆目を関心を集めている。財閥間事業交換問題とは、各財閥がその事業を無分別に多角化しすぎたことが今日の経済危機をもたらしたとして、各財閥はその事業の効率性と競争力を高めるため、自動車、電気・電子等基幹産業をはじめとする各事業について、特定の分野に専門化を図るべく財閥間で事業の交換を行うべきであるとする考え方である。この考え方は、金大中大統領が就任以降強く主張し続けているものであり、現在まで、必ずしも大統領の意向どおりに事は運んでいないようではある。しかし、その帰趨は、各財閥に重大な影響を与えることは言うまでもない。財閥間事業交換問題は、本論6(2)で取り上げ考察した業種専門化誘導施策と共通の考え方から出発したものである。業種専門化誘導施策は、既に廃止されている

が、財閥間事業交換問題は、これを復活させようとする試みであることができよう。

自由経済社会にあつて、企業の経営に責任を持つ主体、持ち得る主体、持つべき主体は、あくまでも各個別企業そのものであつて、それ以外の何物でもない。関係者は、このことに深く思いを致す必要がある。たとえ、一国の為政者と言えども、個別企業の経営に責任をとることはできないのであり、そうであるならば、為政者がその権威を背景に各財閥に事業交換を迫ることは、厳に慎まなければならない。自由経済社会において、政府の果たすべき最も重要な役割は、市場メカニズムが有効に機能するようにし、そこにおいて、各企業が健全に責任ある事業活動を展開できるように、ないしはせざるを得ないような環境を整備することにある。事業交換問題は、この立場からみて、本末転倒した考え方であると言わなければならない。

ところで、韓国内では、この問題に関連し、次のとおりの論文⁽⁴⁾がみられるが、まことに傾聴すべき考え方であると言わなければならない。同論文は、事業交換等を通じた業種専門化がむしろ市場の独寡占化を深化させるおそれがあることを指摘し、「大企業集団の業種専門化を通じて競争力を強化させようとする政策」について、一九八〇年代初期の投資調整、九一年導入

の主力業体制度及び九三年の業種専門化誘導施策を例に挙げ、「これら制度がおおむね成功したという証拠はない」と断じ、このような「人為的」な政策が「大企業集団の市場支配力のみを強化させ、経済力の集中をより深化させる結果」を招来しかねないことに警鐘をならしている。

右は、至極もつともな指摘であると言えよう。本問題について、市場経済の健全な育成を期待する立場から、事業交換は、たとえこれが行われるにしても、人為的ではなく、市場メカニズムを通じて行われていくことを願わずにはおられない。

おわりに

以上、直近の第六次法改正及び直後の九八年施行令改正について、本稿本論における視点から評価を行ってきた。本論においては、九〇年代に入ってから韓国の競争政策、就中九〇年代半ば以降の政策について、その焦点は、大競争時代にいかに対応するかにあると論じ、その例証を試みてきた。補論で取り上げたその後の政策も、その延長線上にあるものと言つてよい。そして、その内容は、一部を除き、いずれも競争政策の前進として評価し得るものである。独占禁止法制定から二〇年近い年

月を経て今日、韓国競争政策は、確実にその地歩を固めつつあるということが出来る。

注

- (1) 조학국 「대기업 구조조정 어떻게 해야 하나」 공정경쟁三一号、二四頁。
- (2) 정병기 「98년 개정 공정거래법 시행령 주요내용」 공정경쟁三一号、一一頁。
- (3) 조휘갑 「공정거래제도의 운영성과와 앞으로의 과제」 공정경쟁三一号、六頁。
- (4) 조휘갑前掲、五頁。